

契丹小字『耶律斡特刺墓誌銘』所見の皇帝號は天祚皇帝に非ず



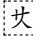
大竹 昌巳

【要旨】 本稿では、先行研究によって天祚皇帝を指すと推定されている皇帝號 住及羽朮 夾夾岑 主 丕 *ülūjen auyēr qoŋ^w dī* とその前後の文脈について考察し、先行研究の解釋が誤りであることを論じて新たな解釋を提出する。

1 問題の所在と先行研究の俯瞰


1.1

『耶律斡特刺墓誌銘』(乾統5年(1105)撰)¹⁾ 第51行(誌石背面第17行)には墓主耶律斡特刺(今朮伏 今分升平並朮本 *Eseneñ · Ūrdūbūlavār*) (1035?-1104?)の次女(次妻との間の長女)の嫁ぎ先について次の記述がある²⁾：

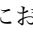

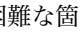
- (1) 又公支 今  百  力並出岑 州欠  朮 † 住及羽朮 夾夾岑 主 丕 兩 穴岑
mäsüq^w Pū dei nabañēr ojoq^w ajen ülüjen auyēr qoŋ^w tūn newē
 百公 肉为 又及 丰 伏本伏 岑 凡朮 丹力 伏欠岑 今並 凡亦矢 尺平岑百 百文
mēn ...ā mō aḡ Nareñ tai šīn bāq Nōqos sēŋ gūnend uyuleyeḡ yē

1.2

初めて『耶律斡特刺墓誌銘』の釋文を發表した劉鳳翥、于寶麟 [1977] は、下線部を含む箇所を次のように解釋した [91, 102 頁]：

- (2) 住及羽朮 夾夾岑 主 丕 兩 穴岑  百公
 聖之 天祚 皇帝之 皇后之³⁾

¹⁾ 1975年に遼寧省阜新市阜新蒙古族自治縣で破損した誌蓋・誌石が出土した。誌蓋表面に漢字で「遼國許王墓誌」とあったことから「許王墓誌」と通稱される。誌石の表面に30行、左側面に4行、背面に30行の計64行の契丹小字と右側面に5行の漢字が刻まれる。阜新市文化局文物組 [1977] は墓主を清寧9年(1063)に許王を追封された耶律義先(『遼史』卷90に傳がある)に比定したが、長田 [1984] は、阜新市文化局文物組が墓誌の漢文面にある官銜を義先の兄仁先のものとするのは問題があること、仁先は現朝陽市北票市の花蓮山にある先塋に歸葬されており、義先も同地に葬られたであろうから出土地が合わないこと等から否定し、墓誌に記載される官職が『遼史』卷97に立傳される耶律斡特刺のものに符合することから、耶律斡特刺に比定した。のちに王弘力 [1986] が墓主の字今朮伏 *Eseneñ* (契丹文の轉寫、推定音は筆者による。以下同様) が斡特刺の字「乙辛隱」(OMC **i.sieñ.iēn*) と對應すること、即實 [1996] が墓主の名今分升平並朮本 *Ūrdūbūlavār* が「斡特刺」(LMC **uāt.dek.lāt*, OMC **uō.deḡ.la*) に對應することを指摘して長田説を裏づけた。

²⁾ 以下、石刻文の醵刻において、 は判讀の困難な箇所、 は字數が明らかな缺損部、 は字數が不明な缺損部である。† は闕字、平出を表す。

³⁾ 91頁では「之」を脱している。

夾火𠂔 1 語を除く上記 5 語の意味は當時すでに明らかにされており⁴⁾、劉、于兩氏は (1) 下線部が天祚皇帝 (耶律延禧。在位 1101-25) を指すと推定して 夾火𠂔 を新たに「天祚」と讀んだ。しかし、下線部を天祚帝と推定する根據は一切示していない。契丹文字研究小組 [1985] ではこの推定は支持されなかったようで、釋文中では空白となっている [578 頁]：

- (3) 住及羽朮 夾火𠂔 主 丕兩 六芬 百公
聖之 皇帝之 皇后之

1.3

その後の研究では、即實 [1996: 168] が以下のように各語に註解を施し、全體の譯文も提示している：

- (4) 又公夾 今 谷百 □□□ 朮 力並出𠂔 州欠 朮朮 住及羽朮 夾火𠂔 主 丕兩
長, 孟, 伯 福德 (人名) 國之 舅之 季, 末 翁帳 聖 祚 皇帝之
六芬 百公 因朮 又及 中 伏本伏 丕 凡朮 丹力 伏欠𠂔 今並
耨斡 麼之⁵⁾ (未詳) 伯 父 訥普訥 (人名) 太 師之 子 南古如 (人名) 將
凡亦矢 只早𠂔百
軍 結婚, 嫁予

「長福德適國舅小翁帳即聖天祚皇帝之耨斡麼之×伯父訥普訥太師之子南古如將軍。」

夾火𠂔 については劉鳳翥、于寶麟 [1977] を引いて「當是祚，是天祚之簡。」と説明する。愛新覺羅 [2006: 204] も釋文は即實 [1996] をほぼ踏襲したものとなっている：

- (5) 又公夾 今 谷百^マ …… □□□ 朮 力並出𠂔 州欠^マ 朮朮 住及羽朮 夾火𠂔 主 丕兩
長女 福 德 國舅 小 帳 聖 天祚 皇帝の
六芬 百公 因朮 又及 中 伏本伏 丕 凡朮 丹力 伏欠𠂔 今並 凡亦矢 只早𠂔百 百文
耨斡麼の 大 父 涅隣 太 師の 子 尼古只 將 軍に 嫁ぐ

劉鳳翥 [2014: 238] も新たな進展はない：

- (6) 又公夾 今 谷百 …… 凡安朮 力並出𠂔 州欠 朮朮 住及羽朮 夾火𠂔 主 丕兩
第一個 福 德 國之 舅 小 翁帳 聖之 天祚 皇帝之

⁴⁾ 王靜如 [1933] や羅福成氏の釋文 (國立奉天圖書館 [編] [1934] の卷四) を参照。

⁵⁾ 『遼史』后妃列傳に「遼因突厥稱『皇后』曰『可敦』。國語謂之『膩俚蹇』。尊稱曰『耨斡麼』，蓋以配后土而母之云。」とあり，國語解に「『耨斡』，『后土』稱。『麼』，『母』稱。」と註する。厲鼎燿 [1933] が初めて六芬 百が「耨斡 麼」(OMC **neu. uô muô*) に当たることを推定した。

六芬 百公 因肉 又及 丰 伏本伏 丕 凡和 舟力 伏欠亥 今並 凡亦矢 尺平岑百
皇 后之 □ 大 父 涅魯隱 太 師之 子 涅古只 將 軍於 嫁

「第一兒叫福德，嫁給了國舅小翁帳的聖天祚皇帝之皇后的□大父涅魯隱太師之子涅古只將軍。」

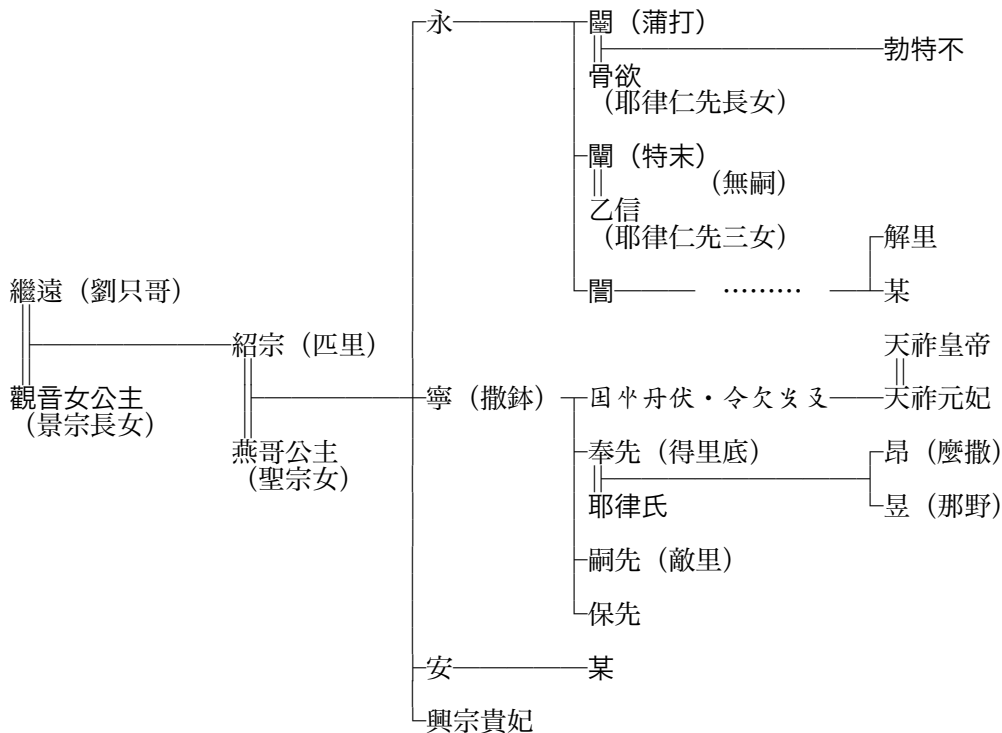
1.4

ところで、天祚皇帝の皇后とされる人物は『遼史』后妃列傳にのみ見え、次のようにある：

- (7) 天祚皇后蕭氏，小字奪里懶，**宰相繼先五世孫**。大安三年入宮，明年，封燕國王妃。乾統初，冊爲皇后。性閑淑，有儀則。兄弟奉先、保先等緣后寵柄任。女直亂，從天祚西狩。以疾崩。

蕭繼先（繼遠）⁶⁾は、漢字『蕭繼遠妻耶律氏（秦晉國大長公主）墓誌銘』（重熙 15 年（1046）撰）に據れば子息が紹宗一人しかいない。その子孫は漢文墓誌の出土によって比較的詳細に知ることができ、その系譜は圖 1 に示す通りである。天祚皇后の父については石刻資料からも決

圖 1 蕭繼遠世系圖（細ゴシックは墓誌が出土した人物）



(內蒙古自治區赤峰市寧城縣の蕭繼遠家族墓出土漢文諸墓誌および『遼史』關聯記事等に基づき作成)

⁶⁾ 『遼史』の列傳や外戚表、公主表で「繼先」と稱される人物は、『遼史』本紀や彼の子孫の漢文墓誌では諱を「繼遠」と記されている。

定することができないが、「宰相繼先五世孫」という記述から、紹宗の子永、寧、安のいずれかの孫に限定することはできる。

ここで愛新覺羅 [2006: 204] は (5) について、又及 卩 (大父) が「伯父」を意味し、その前にある修飾語 因 卩 は「上の世代」を意味すると推定し、「永について、『遼史』卷 16 聖宗太平三年十二月に「丁卯、以蕭永爲太子太師。」とあり、涅隣の「太師」という職に合致する。さらに闇について、『勃特本郎君墓誌銘』に「檢校右散騎常侍、行右千牛衛將軍」とあり、尼古只の「將軍」という職にも合致する。こうなると、許王幹特刺の長女福德の舅は永で、夫は闇であるとほぼ断定できる。」と述べて伏ネ伏 (「涅隣」と音譯する) 太師を紹宗の長子永に、伏欠々 (「尼古只」と音譯する) 將軍を永の三男闇 (闇の誤) に比定する。またそれによって天祚皇后を寧か安のどちらかの孫に限定することが可能とする⁷⁾。

ただし、『遼史』聖宗紀太平 3 年 (1023) 條に見える蕭永は、愛新覺羅、吉本 [2012: 195] も指摘するように、年代から見て明らかに同名の別人である。とはいえ、紹宗の子蕭永は漢文墓誌に「官至檢校太師」とあり、伏ネ伏 太師の官銜と矛盾はしない。

1.5

以上を要するに、先行研究は『耶律幹特刺墓誌銘』に見える皇帝號 住 及 羽 卩 夾 夾 々 主 丩 を遼朝最後の皇帝天祚帝 (耶律延禧) に比定しており、一部の研究ではさらに、伏ネ伏 太師を蕭紹宗の長子永に、伏欠々 將軍を永の三男闇に比定し、因 卩 を「上の世代」、又及 卩 を「伯父」と推定している。

2 先行研究の問題点

2.1

前節で概観したように、先行研究は (1) 下線部 住 及 羽 卩 夾 夾 々 主 丩 を天祚帝に比定する劉鳳翥、于寶麟 [1977] の説を踏襲してきた。しかし、この比定には問題がある。

まず、この假説の提唱者である劉、于兩氏をはじめ、この假説を採用する研究者たちもまた、比定の根拠を一切提示していないことは科学的態度として大きな問題がある。根拠も示されずに提出された假説は單なる妄想に過ぎず、その上に立って假説を構築するのは砂上に樓閣を築くようなものである。根拠があつて上記のような比定を行ったのならば (實際何らかの根拠があつたからこそそうしたのであろうが)、その根拠を明示すべきである。少なくとも筆者は上記の比定が蓋然的であることを示す根拠を見出すことができない。

2.2

次に、先行研究は 夾 夾 々 主 丩 の部分を「天祚皇帝」と讀み、住 及 羽 卩 をその修飾語と考えて「聖天祚皇帝 (神聖なる天祚皇帝)」と解釋しているようであるが、これも問題である。住 及 羽 卩 *ülŭj-en* は 住 及 羽 *ülŭj* 《聖なる (單數)》に屬格・對格接辭 /-n/ が接尾したものであるが、上記のような解釋をするためには屬格接辭 /-n/ は不要で、住 及 羽 夾 夾 々 主 丩 でなけれ

⁷⁾ 愛新覺羅、吉本 [2012: 201] では天祚皇后を寧の孫に推定している。

ばならない。屬格接辭が附いた 住及羽わ 夾火々 主 王 では「聖人が所有する天祚皇帝」(?)の意となり、理解しがたい表現になってしまう。

夾火々 *ayēr* が「天祚」の「祚」のみを意味し、「天」は省略されているとする即實 [1996] の解釋も無理がある。天祚帝は『耶律幹特刺墓誌銘』が撰刻された当時の皇帝であり、その尊號の「天」字を省くなどということは到底考えられない。

皇帝耶律延禧の尊號は乾統元年(1101)の即位時に^{たてまつ}上られた「天祚皇帝」のほか、乾統3年に加號された「惠文智武聖孝天祚皇帝」の2つが『遼史』には記載されているが⁸⁾、『蕭知微妻耶律氏墓誌銘』(乾統7年撰)にはさらに「仁文睿武元徳大和神智聖孝天祚皇帝」との尊號も確認できる⁹⁾。この「聖孝天祚皇帝」という尊號は『蕭叟墓誌銘』(天慶3年(1113)撰)にも見え¹⁰⁾、その簡略表記である「聖孝皇帝」という尊號も石刻資料では確認することができる¹¹⁾。

しかし、住及羽わ 夾火々 主 王 が「聖孝皇帝」に對應するということも考えられない。「孝」を表す語 夾火々 主 王 (夾火々 主 王) *čišedber* は別に存在し、夾火々 *ayēr* が「孝」を表すとは考えがたいからである。

また、契丹語文獻では先皇道宗(在位 1055–1101)は 夾 冬本 主 王 *..ar asar qoŋ^w dī*, 先々代の興宗(在位 1031–55)は 夾 今分半並内本 主 王 *..ar ūrdlavār qoŋ^w dī* と呼ばれるが¹²⁾、夾 冬本、夾 今分半並内本 はそれぞれ元號「清寧」(1055–64)、「重熙」(1032–55)の契丹語表記である。この潮流からすれば、天祚帝も「乾統皇帝」と呼ばれてしかるべきであるが、元號「乾統」は 夾 本丹及扎 *..ar arūwōr* であり、住及羽わ 夾火々 とは食い違ふ。

2.3

(1)の下線部を天祚皇帝に比定する上でさらに問題となるのは、(1)が記述する皇后の出自である。ここでは皇后の 因内 又及 半に当たる 伏本伏 *Ōareñ* 太師が 力並伏々 州欠 火 *navañēr ojoŋ^w aŋ* の家系に出自することを述べている。この家系は漢文石刻資料の謂うところの「國舅小翁帳」に該當するが[即實 1994]、國舅小翁帳は代々后妃を輩出した外 *Bar* (拔里)氏族の中でも太祖淳欽皇后の實弟蕭阿古只の家系を指すものである¹³⁾。後段で論證する 因内 又及 半

⁸⁾ 「壽隆七年(1101)正月甲戌、道宗崩。奉遺詔即皇帝位于柩前。群臣上尊號曰天祚皇帝。二月壬辰朔、改元乾統。」【『遼史』卷27天祚紀一】

「〔乾統三年〕十一月丙申、文武百官加上尊號曰惠文智武聖孝天祚皇帝。」【同上】

⁹⁾ 「妃姓耶律氏、即[†]今仁文睿武元徳大和神智聖孝天祚皇帝之外祖母也。」

¹⁰⁾ 「蕭公即[†]聖孝天祚皇帝淑妃之父也。」

¹¹⁾ 「屬[†]今聖孝皇帝登位、累封秦、宋、梁等三國太妃。」【『蕭知微妻耶律氏墓誌銘』】

「門人右僧判通^{……}大師因赴行在、聖孝皇帝降旨曰：…」【『妙行大師行狀碑』(乾統8年(1108)撰)】

¹²⁾ 無論、廟號や諡號で呼ばれることもある。

¹³⁾ 漢字『耶律承窺妻蕭氏墓誌銘』(大安7年(1091)撰)に「大國舅小翁帳疎古里駙馬」とあるこの人物は『遼史』公主表に見える「蕭雙古」であり、『遼史』蕭迭里得傳には「蕭迭里得、字胡觀董、國舅少父房之後。父雙古、尚鈿匣公主。」とある。ここから「大國舅小翁帳」が『遼史』の謂う「國舅少父房」に對應することが分かる(愛新覺羅[2009]を参照)。また漢字『蕭彥弼妻耶律氏墓誌銘』(壽昌元年(1095)撰)に「大國舅小翁帳[†]駙馬都尉、同中書門下平章事蕭克忠」とある蕭克忠は、契丹小字『蕭彥弼夫妻墓誌銘』(壽昌元年撰)及び漢字、契丹小字『蕭叟墓誌銘』(天慶3年(1113)撰)によると、契丹名を應哥と言ひ、駙馬都尉蕭啜里の子である。蕭啜里の父神觀は太祖淳欽皇后の父月腕と前妻との子である勉思(緬思)の子であるが、勉思の異母弟である阿古只の子の家を繼いだため、その家系は阿古只の子孫を稱する。また蕭叟も「諱叟、字晦之、小字查刺、國舅小翁帳人也。」とあるが、叟も神觀の後裔であ

の意味から考えて、伏ネ伏 *Nareñ* 太師が國舅小翁帳に屬する以上、(1) 中の皇后も同族の出身者にちがいない。

この記述は『遼史』の傳える天祚皇后の出自とは符合しない。既述のごとく、『遼史』后妃列傳によれば天祚皇后は蕭繼遠の五世孫であり、その繼遠は、『遼史』によると叔父であり景宗睿智皇后の父である蕭思溫の家を繼いだ人物である。彼らの家系は、拔里國舅帳には屬するものの、小翁帳の所屬ではない。(1) の記述とは矛盾する¹⁴⁾。

2.4

前節で見たように、愛新覺羅 [2006] は伏ネ伏 *Nareñ* 太師を蕭永に、伏欠々 *Noqos* 將軍を蕭閻に比定する。そして兩人の官銜がそれぞれ一致することから、そのように「ほぼ断定できる」という。しかしながら、太師であれ、將軍であれ、それらは極めてありふれた呼稱であるから、そのような官銜の一致によって「ほぼ断定できる」ということには決してならない。

この比定の當否を確かめるためには、愛新覺羅 [2006] の又及 卅は「伯父」を、因力は「上の世代」を意味するという推定が妥當かどうかを検證する必要がある。

2.5

因力 は用例が少なく、正確な語義を把握するのは困難であるが、「上の世代」を意味するかどうかは容易に検證できる。

『刃关当 令丙刃 *Üriyēñ · T̄eür* 墓誌銘』(乾統 2 年 (1102) 撰) 第 2-3 行は墓主の七世祖について次のように記述する¹⁵⁾：

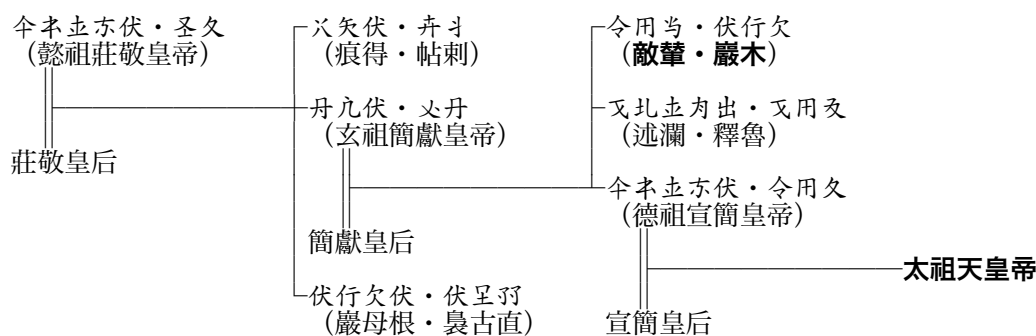
- (8) 六丹冬 公尔朮 生 卅 令用当 伏行欠 化兀朮 尖 主 丕丙 因力
däldēr non-en ab aḡ T̄ilēñ Nómoq^w irgen. ..ar qoŋ^w t̄i-n ...ā
 第七の.M 世代-GEN 祖父 PN PN 夷离董 天 皇 帝-GEN
卅 卅
ā aḡ.
 伯父

「七世祖は *Dilēñ · Nómoq^w* (敵輦・巖木) 夷离董。〔彼は〕天皇帝の 因力 伯父。」

この令用当 伏行欠 *Dilēñ · Nómoq^w* 夷离董は『遼史』皇子表に「巖木，字敵輦」¹⁶⁾とある横帳孟父房の始祖に当たる人物に比定することができるが [即實 1996: 204]，この人物は圖 2 に示す通り太祖天皇帝の伯父 (父の兄) である¹⁷⁾。

り、父彦弼 (泰山) は從伯祖父である蕭克忠の家を繼いでいるので、やはり阿古只の子孫である。
¹⁴⁾ ただし、愛新覺羅、吉本 [2012: 180f] は逆に、この記述を根據として繼遠の家系が後に國舅小翁帳に併合されたと理解する。
¹⁵⁾ 『寸伏 今卡尺冬 *Baiñ · Pūsuy^wēr* 墓誌銘』(乾統 5 年 (1105) 撰) 第 2 行にもほぼ同文がある。
¹⁶⁾ 「巖木」(LMC **ŋam.môk^w*, OMC **jǟm.mu*)，「敵輦」(OMC **di.liän*)
¹⁷⁾ 『遼史』興宗紀三・重熙 21 年 (1052) 條の「追封太祖伯父夷离董巖木爲蜀國王」もこれを裏づける。

圖2 太祖以前遼宗室世系圖



(『遼史』皇子表および出土契丹小字諸墓誌に基づき作成)

ㄨ \bar{a} は「ego (男性) と同性かつ ego より年上のきょうだい」を意味する親族名称であり [大竹 2014], ㄨ \bar{a} は「父」延いては「ego より 1 世代上の男性血族」を表す親族名称と考えられ、両者を合わせた ㄨ \bar{a} \bar{a} は一般に「伯父 (父の兄)」を意味する [劉鳳翥ほか 1995: 337]。したがって、 \bar{a} を「上の世代」と解釈すると 2 世代上の人物を指してしまうことになり、墓誌や史書が伝える世系と矛盾する。

2.6

もう一つの例を検討しよう。『蕭知微墓誌銘』(乾統 7 年 (1107) 撰) 末行には、

(9) 矣 本并及北 斥 半考夫 火 半 宅 丈 宅 宅 矣 來券 今 谷同
 ..ar arūwōr dil läuq^w u_i ai dur sair ... dur nār čē Pū di_g
 乾統 七 赤 豚 年 四 月 十 四 日 甥¹⁸⁾ 佛 頂

「乾統七丁亥年四月十四日 おい佛頂」

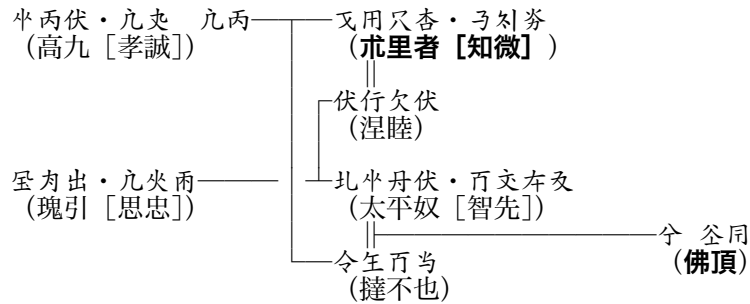
とあり、この墓誌の撰者が墓主蕭知微 (ㄨ \bar{a} 尺伏・ㄨ \bar{a} 券 Šeluyun · Jūrjē) (1019–69) の甥に当たる佛頂であることが分かる。佛頂は漢字、契丹小字『耶律智先墓誌銘』(大安 10 年 (1094) 撰) にその名が見え、耶律智先 (北半丹伏 百文本及 Orelbeñ · Yērū) (1023–94) とその第三妻 令生百当 Tabyēñ 娘子¹⁹⁾ (不諧により離婚) との間の子とある。母 Tabyēñ 娘子は國舅小翁帳の高九大王 (蕭孝誠) の娘とあるので、孝誠の三男である蕭知微とはきょうだいであることが分かる。なお、智先の姉 伏行欠伏 Nomoquñ 別胥²⁰⁾ (1019–1106) は知微に嫁いでいる。したがって、知微にとって佛頂は自分の姉妹の子であると同時に、妻の兄弟の子でもあるが [圖 3], 來券 $\bar{j}e$ は WMo. $\bar{j}ige$, MMo. $\bar{j}e'e$ と同様に「姉妹の子; 娘の子」を意味するとみられるので [補説参照], ここでは「姉妹の子」という捉え方をしていることになる。

¹⁸⁾ 以下、「甥」は「姉妹の子」の意味で用い、「兄弟姉妹の息子」の意味では用いない。

¹⁹⁾ 漢字『耶律智先墓誌銘』に「撻不也」(OMC *ta.bu.ia), 漢字『蕭和妻耶律氏墓誌銘』(重熙 14 年 (1045) 撰) に「達貝演」(OMC *da.būei.ian) と音寫される。

²⁰⁾ 漢字『耶律智先墓誌銘』に「涅睦」(LMC *niät.môk^w, OMC *niä.mu) と音寫される。

圖3 蕭知微と耶律智先の子佛頂との血縁關係



(漢字、契丹小字『耶律智先墓誌銘』及び契丹小字『蕭知微墓誌銘』等に基づき作成)

ところで、同墓誌銘第23行の今 空同 *Pū-dij* 以降第25行までの一連の文章は、撰者佛頂が墓誌の撰述に至る過程を述べたものであるが、その中で次の字句を見つかる：

- (10) † 因力 朮券和 朮关忝和 空金券
 ...ā čē-n čīš-en dēmē
 甥-GEN 血縁-GEN ?

「因力 甥の血縁の××」

この字句の前には今 空同 *Pū-dij* 《佛頂》と九央 杰 *gui oŋ*^w 《國王 (知微を指す)》の名が見えるから、上記語句は兩者の關係を言ったものと考えられる。すでに見たように、同墓誌の末行では撰者佛頂が墓主知微の朮券 *jē* 《甥 (姉妹の子)》であることが記されるが、ここではまた、佛頂が知微の因力 朮券であることが述べられている。この2つの記述を比較して明らかかなように、因力 の附加によって元の語が表していた續柄が変わることはない。

2.7

加えて、「上の世代」を表す語は別に存在する。

「父」は半 *ai* であるが、「祖父 (父の父)」は生 半 *ab ai* と言う [即實 1988: 63]。同様に、「曾祖父 (父の父の父)」は生 生 半 *ab ab ai* と言う [劉鳳翥、清格勒 2003: 204]²¹⁾。また、「母」は百 *mē* であるが、「祖母 (父の母)」は又勺 百 *mig mē* と言う [劉鳳翥ほか 2006: 259, 270]。このように生 *ab* (男性について)、又勺 *mig* (女性について) が「1世代上の」を表す語として存在することからも、因力 が「上の世代」を表すとする説は受け入れがたい。

因力 の正確な語義は今のところ定かでないが、これが親族關係を表す名詞に附いて修飾語として機能する場合に、續柄 (無論、世代も) の解釋に變更を加えるようなものでないことは明らかであろう。

²¹⁾ そのほか、丩 半 *ā ai* 《伯父 (父の兄)》、尙 半 *deu ai* 《叔父 (父の弟)》に對して丩 生 半 *ā ab ai* 《伯祖父 (父の父の兄)》、尙 生 半 *deu ab ai* 《叔祖父 (父の父の弟)》がある。丩 生 半 *ā ab ai* は「從伯祖父 (父の父の父の兄の息子)」の意で使用された例がある (『蕭叟墓誌銘』第6行)。

2.8

又及 𐰽 *mō ai* についても先行研究は十分に理解していない。又及 *mō*²²⁾ は「大きい」を意味する形容詞であり、又及 𐰽 *mō ..ar* 《大いなる天、皇天》のように比較対象をもたないような大きさを表すこともあるが、あるカテゴリー、例えばきょうだいについて *mō* が用いられた場合、それが指すのはその中で最も年長の者である。𐰽 *ai* は前述のように「父、1 世代上の男性血族」を表すから、又及 𐰽 *mō ai* が表すのは「父の兄弟の中で最も年長の者」すなわち「長伯父」であり、単なる「伯父（父の兄）」を表す 𐰽 *ā ai* とはその点で異なる。

前述の *Dilēn · Nomoq^w* (敵輦・巖木) は太祖の長伯父ゆえ、又及 𐰽 *mō ai* 《孟父》の名をもって呼ばれ、その子孫は三父房中の孟父房を稱するのである²³⁾。

以上から明らかのように、𐰽 *ai* は「伯祖父」を意味せず、(何らかの限定の附いた)「長伯父」を意味する。ゆえに、愛新覺羅 [2006] の伏木伏 *Ḥareñ* 太師を蕭永に、伏木𐰽 *Ḥoqs* 將軍を蕭閻に比定する假説も成り立たない。

3 新たな比定

3.1

それでは伏木伏 *Ḥareñ* 太師は誰に比定できるであろう。現在までの議論により、この人物が淳欽皇后の弟蕭阿古只の家系である拔里國舅小翁帳に所屬し、某皇后の長伯父であることが明らかになった。皇后を輩出するような権貴の家門に屬する以上、この人物の名が既存の出土契丹文字資料中に見出される可能性は十分にある。

蕭姓で（つまり耶律氏と通婚関係をもつ氏族で）伏木伏 *Ḥareñ* という字の人物は、既発表の契丹小字文獻中に 2 名存在する。その 2 名についてそれぞれ検討してみよう。

3.2

一人は『耶律仁先墓誌銘』（咸雍 8 年 (1072) 撰）第 61 行に見える伏木伏 𐰽 *Ḥareñ · Uyēr* 太師で、耶律仁先 (1013–72) の岳父に当たる人物である：

(11)	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽	[...] ²⁴⁾	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽
	<i>Läy</i>	<i>gui</i>	<i>pūšeñ</i>	<i>īr</i>	<i>Qūdüq^w</i>	<i>Išigs</i>	<i>naβ-añēr-en</i>	<i>mō</i>	<i>ai-n</i>					
	遼	國	夫人	名	PN		乙室己の.PL	母方親族-PL-GEN	大きい.M	父-GEN				
	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽	𐰽
	<i>Lāj</i>	<i>šāl-en</i>	<i>bāq-ī</i>	<i>bāq</i>	<i>Ḥareñ</i>	<i>Uyēr</i>	<i>tai</i>	<i>šī</i>	<i>Čubug^w</i>	<i>pūšeñ</i>	<i>jur-en</i>	<i>bāq</i>		
	PN	郎君-GEN	子-GEN	子	PN	PN	太師	PN	夫人	二.F-GEN	子			

²²⁾ *mō* (曲用形は *mōβ-*) は單數男性形。單數女性形は *mā* (曲用形は *māβ-*)、複數形は *mavas* である。

²³⁾ 『遼史』皇子表に據れば玄祖の子は 4 人おり、長男は麻魯と言ったが、早卒したため、實質的には巖木が長子の扱いを受けている。例えば契丹小字『耶律仁先墓誌銘』（咸雍 8 年 (1072) 撰）は、玄祖の子は 3 人おり、長男は巖木であるとする。また、『遼史』耶律安搏傳も「曾祖巖木、玄祖之長子。」と述べる。

²⁴⁾ 原文ではここに細註があるが、省略する。

「〔仁先の妻〕遼國夫人，名 *Qūdūq^w* は，乙室己國舅大父房の *Lāj* 郎君の孫 *Ńareń・Uyēr* 太師と *Čubug^w* 夫人との子。」

しかしこの人物は忝々 *Išig* (乙室己) 國舅大父房に隸しており，外 *Bar* (拔里) 國舅小翁帳に隸するとされる (1) の *Ńareń* 太師とは出自が合わないので別人物と考えられる。

3.3

いま一人は、『蕭知微墓誌銘』第 3 行 (および第 4 行) に知微 (1019–69) の兄として見える *Ńareń・Šār* 太師である：

(12) [𠂔丙伏 九夫 九丙] 𠂔 𠂔 [𠂔关 九] 今忝伏𠂔 𠂔𠂔 丹𠂔出 𠂔
 [Lëyŋ Gau gëy] taj oŋ^w, [Kī šī] pūšeń-en aid baq-ań dilē,
 PN 高 九 大 王 𠂔? 兒 夫人-GEN 男の.PL 子-PL 七つの.M
 𠂔令 𠂔 又冬欠 伏𠂔伏 𠂔𠂔𠂔 𠂔 九
mēd tau. masoq^w Ńareń Šār taj šī.
 女の.PL 五つの.F 首位の.M PN PN 太 師

「〔Lëyŋ・Gau-gëy (留引・高九)〕大王、〔kī-šī (𠂔兒)〕夫人の男兒は 7 人，女兒は 5 人。長男は *Ńareń・Šār* (紗里) 太師。」

彼は蕭孝誠 (高九) の長男で，孝誠の母秦國太妃 (蕭和妻耶律氏) (957–1045) の漢文墓誌 (重熙 14 年 (1045) 撰) には「孫十二人。長曰紗里，左奉宸。」とあり，また孝誠の五男知行 (1025–68) の漢文墓誌殘石 (咸雍 4 年 (1068) 撰) に「公之昆季七人□□□長兄不仕，蔭加觀察使，諱知章。」とあるのによって漢名を知章と言ったことが分かる²⁵⁾。

その出自は，弟知微の墓誌銘冒頭に：

(13) 𠂔𠂔 カ𠂔出𠂔 州欠 𠂔𠂔 𠂔 𠂔九𠂔𠂔 九火 𠂔𠂔
bard nar-ańēr oŋoq^w aŋ-eneg-ed-en guŋ^w čen
 拔里の.PL 母方親族-PL 小さい.M 翁-GEN 六つの.F 文字[F]-PL-GEN 功 臣

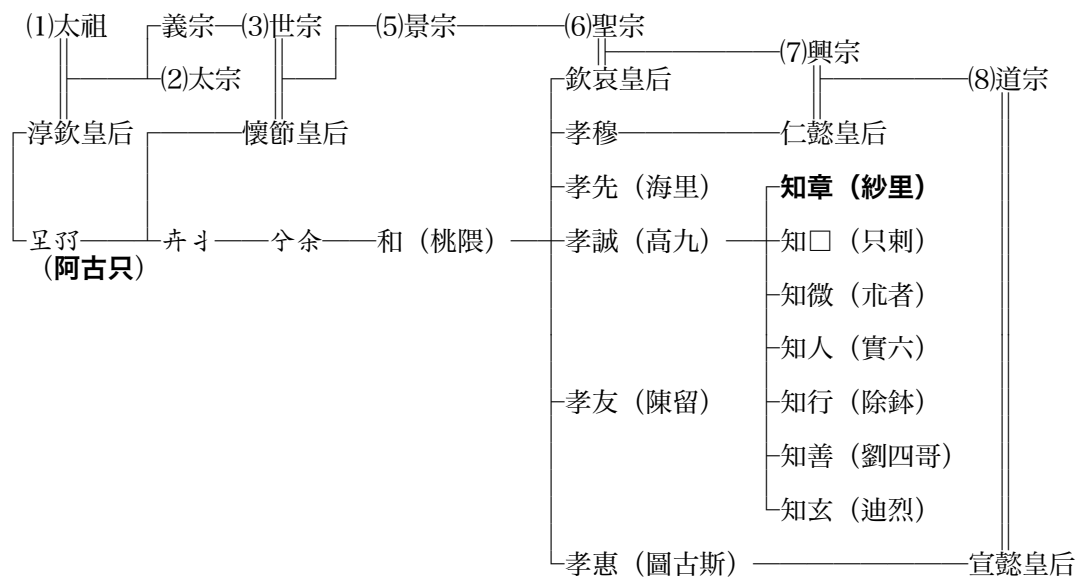
²⁵⁾ 「蕭知章」の名は漢字『耶律仁先墓誌銘』にも見える：「時『帝叔宗元與子涅里骨，特寵跋扈。〔…〕未幾，副部署耶律良奏得宗元父子、蕭知章等反狀。」これは清寧 9 年 (1063) の皇太叔耶律宗元 (重元) の亂を指すが、『遼史』道宗紀・清寧 9 年條や逆臣傳、契丹小字『耶律仁先墓誌銘』第 27–28 行の記述等を見ても *Ńareń・Šār* らしき人物は關與しておらず，この記事の「蕭知章」は同名の別人と考えられる。宗元父子に次ぐ當亂の首謀者として各種史料に名が擧がるのは，蕭孝友の子胡觀 (捺 *Qūdūq^w*。Šār の從兄弟) であり，向南 [1995: 356] も疑っているように，「知章」は胡觀の漢名と見られる。同族間で漢名が重複する例は複数確認され，例えば蕭孝穆の子知足 (阿剌) の三男である德恭 (1036–73) (漢文墓誌が出土) と蕭孝誠の子知玄 (迪烈) の四男である德恭 (乙信) (1062–?) (姉の漢字『耶律弘本妻蕭氏墓誌銘』(乾統 10 年 (1110) 撰) に漢名が見える) とは再從兄弟で同名；韓匡嗣の五男德威の長男である遂忠 (『韓德威墓誌銘』(統和 15 年 (997) 撰) に「生子四人：長曰遂忠，〔…〕不幸即世。」とある) と匡嗣の九男德昌の長男である遂忠 (郭三) (980–1037) (漢文墓誌が出土) とは從兄弟で同名である。

𠁞丹 凡火 𠁞𠁞 又雨 𠁞凡当 月𠁞 𠁞𠁞丹伏 𠁞𠁞𠁞
 Län̄ guì oŋ-on min ...g-ēñ ...ǖ orelbeñ čey-ēl
 梁 國 王-GEN 墓 記す-PST.F 銘[F] 序 併せる-CNJ

「拔里國舅小翁帳の六字功臣、梁國王の墓誌銘 序を併せて」

とあるのによって拔里國舅小翁帳の所屬と分かり、同墓誌に記載される世系や『遼史』聖宗欽哀皇后蕭氏、蕭孝穆兩傳の「淳欽皇后弟阿古只五世孫」という記述からも蕭阿古只の後裔であることがはっきりする [圖4]。

圖4 蕭阿古只後裔(蕭和系)世系圖



(遼寧省阜新市阜新蒙古族自治縣の關山遼墓出土諸墓誌および『遼史』關聯記事に基づき作成)

ゆえに、こちらの *Nareñ* 太師(知章)は『耶律幹特刺墓誌銘』に見える *Nareñ* 太師と出自が一致し、「太師」という稱號までもが一致する。しかも、知章は七兄弟の長男であり、その6人の弟の中に皇后を輩出した家があったとすれば、知章こそが(1)に皇后の長伯父であると言う *Nareñ* 太師に違いなく、その皇后の夫たる皇帝こそが、我々の探している皇帝に他ならない。

3.4

蕭孝誠の息子たちの中で、その条件を満たすのは三男知微のみである。契丹小字『蕭知微墓誌銘』第18-19行および漢字『蕭知微妻耶律氏墓誌銘』第12-13行には次の記述がある：

(14) 凡火 𠁞 𠁞 止关雨 𠁞𠁞 丹𠁞出 𠁞𠁞伏𠁞 又𠁞𠁞𠁞 𠁞令
 guì oŋ^w, tai pī-n aīd baq-añ ūñoquñ-ēr šūwūn-bej. mēd
 國 王 太 妃-GEN 男の.PL 子-PL 小さい.PL-DAT 死ぬ-PST.PL 女の.PL

圣 父 止及 † 又亦 伞虫 主 王丙 六券 百
 ĵur. mā pū Šün zũŋ* qoŋ* ʃi-n newē mē.
 二つの.F 大きい.F 是 順 宗 皇 帝-GEN 地 母

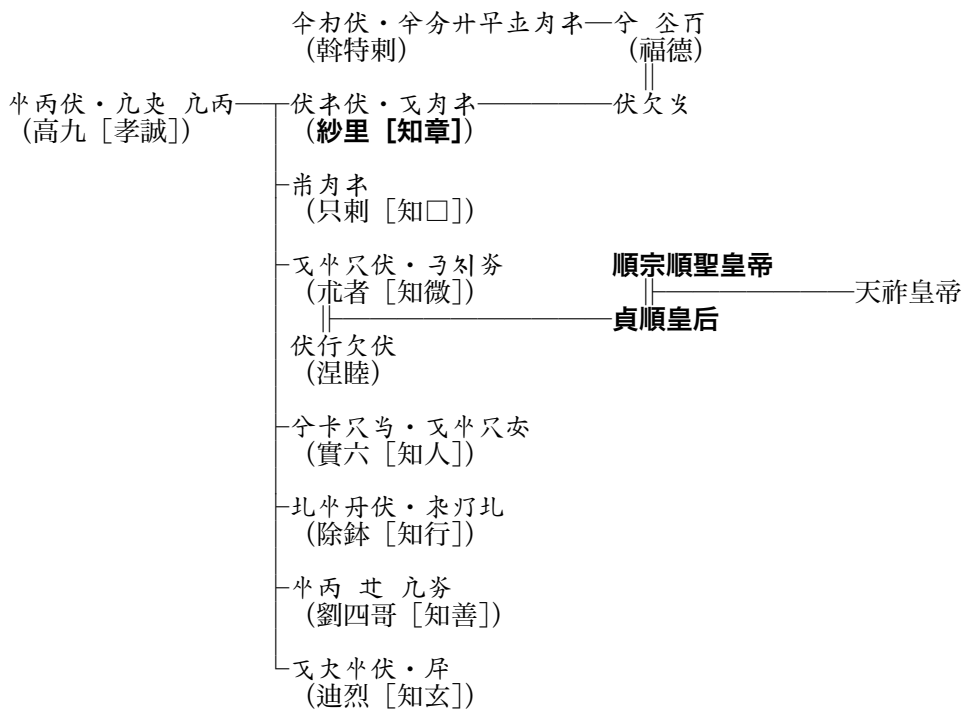
「國王、太妃（知微夫妻）の男兒は早卒した。女兒は二人。長女が**順宗皇帝の皇后**である。」

(15) 生子男二，蚤卒。女二：長即 †**順宗貞順皇后**。

順宗とは、第8代皇帝道宗（在位 1055–1101）と宣懿皇后（1040–75）との間に生まれた獨子耶律濬（1058–77）である。皇太子であった濬は、大康3年（1077）、時の寵臣樞密使耶律乙辛（今和 *Esen*）(?–1083) 一黨の誣告に遭い、廢太子されて庶人に落とされ、乙辛の手の者によって命を奪われる。『遼史』順宗耶律濬傳は濬の妃もこの事件で殺されたと伝える。濬は乙辛失脚後の大康9年に名譽を回復して昭懷太子と追諡された。濬と妃の遺兒が延禧すなわち天祚皇帝であり、天祚帝は即位後、父母に皇帝、皇后號を追尊した：

(16) 〔乾統元年（1101）十月〕甲辰，上皇考昭懷太子諡曰**大孝順聖皇帝**，廟號**順宗**，皇妣曰**貞順皇后**。 【『遼史』卷27 天祚皇帝紀一】

圖5 順宗貞順皇后と蕭知章の血縁關係



(關山遼墓出土諸墓誌および契丹小字『耶律幹特刺墓誌銘』等に基づき作成)

この順宗大孝順聖皇帝こそが、『耶律幹特刺墓誌銘』第 51 行の 住及羽朮 夾夾岑 主 丕 *ülūjen auyēr qoŋ^w dī* であり、その皇后の長伯父である 伏ネ伏 *Narenī* 太師は間違いなく蕭孝誠の長男知章（紗里）に比定することができる [圖 5]。

4 新説の裏づけ

4.1

(1) 下線部を追尊皇帝である順宗耶律濬に比定することにより、下線部は順宗の諡號に對應することが理解できる：

- (17) 住及羽朮 夾夾岑 主 丕
ülūj-en auy-ēr qoŋ^w ī
 聖なる.SG-ACC 順う-PST.M 皇 帝

「順聖皇帝 (lit. 聖なる{人物/事}に順った皇帝)」

2.2 節でも述べたように、住及羽朮 *ülūjen* を屬格形と解釋したのでは理解に苦しむ。ここは對格形と解釋し、動詞 夾夾岑 *auyēr* の項（直接目的語）であるとみてはじめて理解することができる。そして動詞語幹 夾夾- *auj-* の意味を「したがう」と推定することで、順宗の漢語諡號「順聖皇帝」と對應する契丹語諡號を復元することができる²⁶⁾。

4.2

動詞語幹 夾夾- *auj-* が「したがう」を意味するという推定が妥当であることは、『蕭郭哥妻耶律氏墓誌銘（殘石）』（大康 4 年 (1078) 撰）第 18 行によって示される：

- (18) 兮忝伏 包 夾夾岑朮 朮 令丙支 朮土 止岑北 朮 几尺凡关
pūšeñ qūr auy-ēj dur tēuǰ čeu peχēl ai kuχ-undī
 夫人 三つの.F 従う-PST.PL 四つの.F 德[F].PL ? ? 男の.SG 人-ABL

 兮支矢 兮丹百关
...üq-ünd saldyī,
 小さい.F-DAT 離れる-CNJ

「夫人は**三従四德**××。夫と若くに死別し、…」

すでに劉鳳翥、清格勒 [2006: 488] が (18) 下線部を「三 従? 四 德」と讀んでいるが、夾夾岑朮 を誤って 朮化当朮 と模寫している。劉鳳翥〔編著〕[2014: 1138] の拓本寫眞を見れば、始めの字素は上下に長く入った線傷のために 夾 <au> を 朮 <eč> と見誤ったことが分かる。第 2 の字素は一見 朮 <ud> のようにも見えるが、そうなると筆畫が一畫多い。本墓誌の書

²⁶⁾ モンゴル語の MMo. *daqa-* (WMo. *daγa-*) 《従う》は對格項を要求する動詞である。

丹者の書き癖を理解すれば、これが火 <u>であることが了解できよう。第3の字素も傷のために当 <ēn> のように見えたのであろうが、そのように讀むのは困難である。なお、令丙支 <ṭēu> (令丙刃 <ṭēur> 《德》の複数形) も令丙支と誤っている(支 <ej> と支 <os> は別字)。

宅 令丙支 *dur ṭēu* 《四德》は『宣懿皇后哀册』(乾統元年(1101)撰)第14行にも見え、『蕭知微墓誌銘』第16行にも 百 几尺女 宅 令丙刃 *mē kuy-un dur ṭēu* 《婦人の四德》があり、いずれも女性について用いていることから、これが儒教道德の「四德」(「婦德」「婦言」「婦容」「婦功」)を指すことは明らかである。

包 火火券来 *qūr auyē* は『耶律弘本妻蕭氏墓誌銘』(乾統10年(1110)撰)第23行にも見え、ここでも墓主が女性であること、『蕭郭哥妻耶律氏墓誌銘』で四德と共起することから、「三從」(家に在りては父に従い、人に適ぎては夫に従い、夫死せば子に従う)を指すとみる劉鳳翥、清格勅[2006]の見解は妥当であると言える。

火火券来 *auy-ē* は 火火券 *auy-ēr* の複数形に当たるので、動詞語幹 火火-*auy-* が「したがう」を意味することは以上によって裏づけられよう²⁷⁾。

5 まとめ

5.1

本稿の議論を通じて、冒頭に提示した『耶律幹特刺墓誌銘』第51行の文は以下のように再解釈される：

(19)	又公夫	今	空百	///////	力立出火	州欠	火	†住及羽
	<i>mäsüq^w</i>	<i>Pū</i>	<i>dei.</i>		<i>naβ-anēr</i>	<i>ojoq^w</i>	<i>aǰ-en</i>	<i>ülūǰ-en</i>
	首位の.F	福	德		母方親族-PL	小さい.M	翁-GEN	聖なる.SG-ACC
	火火券	主	王兩	火券	百公	因内	又及	丰 伏奉伏 丞 凡
	<i>auy-ēr</i>	<i>qoŋ^w</i>	<i>ṭī-n</i>	<i>newē</i>	<i>mēn</i>	<i>...ā</i>	<i>mō</i>	<i>aǰ</i> <i>Ńareń</i> <i>taǰ</i> <i>šī-n</i>
	順う-PST.M	皇	帝-GEN	地	母-GEN	?	大きい.M	父 PN 太 師-GEN
	丹力	伏欠	今並	凡亦	尺早	空百		百文
	<i>bäq</i>	<i>Ńoqos</i>	<i>səŋ</i>	<i>gün-end</i>	<i>uy-uley-eǰ</i>			<i>yē.</i>
	子	PN	將	軍-DAT	與える-PASS-CNJ			いる.NPST.F

「〔第二夫人との〕長女は福德。國舅小翁帳の、順聖皇帝の皇后の××長伯父 *Ńareń* 太師の子 *Ńoqos* 將軍に嫁いでいる。」

本稿の論證によって、住及羽 火火券 主 王 *ülūǰen auyēr qoŋ^w dī* が天祚皇帝耶律延禧ではなく、その父で追尊皇帝である順聖皇帝耶律濬であることが明らかとなった。その皇后は貞順皇后と諡された國舅小翁帳の蕭知微(元哲)の娘であり、*Ńareń* 太師はその長伯父に当たる蕭

²⁷⁾ なお、過去・形動詞接辭 *-ēr/ēń/-ēǰ* はしばしば「過去」の意味合いが感じられず、單なる形容詞化接辭として機能する。

知章（伏ネ伏 又为ネ *Naren̄ · Šār*。蕭孝誠（高九）の長男）である。耶律斡特刺の娘福德は、知章の子 *Ōqos* 將軍（他の史料には見えない）に嫁いだことが分かる [圖 5]。

又及 卅 *mō ai* は「長伯父」を表し、因力 については語義未詳であるが、續柄に關わる類のものではないようである。

5.2

なお、順聖皇帝耶律濬は『蕭孝思妻耶律氏墓誌銘』（天慶 5 年 (1115) 撰）第 8 行にも見える：

(20) † 住及羽矢 夾夾𠂔𠂔 𠂔𠂔 山矢 𠂔𠂔 为 为 伏
ülūj-end auy-ēr-en ...ū̄ ŋoroq-ūnd s̄ā-r ār-eñ,
 聖なる.SG-DAT 順う-PST.M-ACC²⁸⁾ ? 黄色い.M-DAT 居る?-R 行く-ŋ

「順聖（皇帝）が××に就きに行くと、」

即實 [1996: 199] は天祚皇帝に比定しているが、本稿で論じたように、天祚帝ではなく順聖皇帝耶律濬を指す。ここでは對格接辭ではなく與位格接辭が用いられているが、對格・與格交替は他の動詞でも見られる現象であるので²⁹⁾、住及羽矢 夾夾𠂔𠂔 皇帝と同一人物と考えてよい。

なお、𠂔𠂔 山は『道宗皇帝哀冊』（乾統元年 (1101) 撰）第 11 行の太宗に關する記述にも見られるが、義未詳である。

5.3

愛新覺羅、吉本 [2012: 180f] は順聖皇帝を天祚皇帝と誤讀したことにより、蕭思溫の娘睿智皇后の家系が國舅小翁帳に合併されたという誤った「國舅帳の歴史的沿革」を描いているが、本稿の論證から、そのような假説は根據を失う。

また、愛新覺羅、吉本 [2012: 200] は *Naren̄* 太師が蕭永で、*Ōqos* 將軍が蕭闡であるとの推測を根據に、天祚皇后が蕭闡の娘である可能性があるとする説（蓋之庸 [編著] [2007: 361]、史風春 [2010] 等）を否定するが、これも否定する根據とはならなくなる。ただ、天祚皇后を指すと誤解され、その出自を特定するための貴重な史料と目されてきた『耶律斡特刺墓誌銘』第 51 行の記述が、實は順宗貞順皇后に關するものであったことが判明したことによって、天祚皇后の出自については依然不明なままである。

愛新覺羅、吉本 [2012: 200] は、『遼史』蕭得里底傳と蕭奉先傳に重複して立傳される蕭奉先（得里底）がその妻の墓誌銘（大安 9 年 (1093) 撰）の記述から北宰相蕭寧の子であると推測され、かつ蕭得里底傳に「大安中、燕王妃生子。得里底以妃叔故、…」とあることから、天祚皇后を奉先（得里底）の兄の子と推定する。しかし、天祚皇后蕭氏傳を除いて、『遼史』には天祚帝の皇后とされる人物と奉先（得里底）との親縁關係を示す記事はなく、他のすべての記事が

²⁸⁾ この對格は主節主語と異なる副詞節の主語を標示するためのもの。

²⁹⁾ 例えば大竹 [2015: 5] を参照。

奉先（得里底）と天祚元妃との親縁関係のみを伝える³⁰⁾。もしも奉先が皇后の叔父であるのなら、むしろ皇后との親縁関係を強調するはずであろう。そのような記載がないのは、天祚帝の皇后とされる人物と奉先とが無関係であることを示している。上に引いた蕭得里底傳の「大安中、燕王妃生子。得里底以妃叔故」の「燕王妃」も、元妃を指すのであって、皇后を指すのではない³¹⁾。

なお、契丹小字『蕭孝思妻耶律氏墓誌銘』（天慶5年(1115)撰）第17行は、墓主令々 *Tadi* (1081–1115)（『遼史』に立傳される耶律敵烈(1026–92)の五女）の異母長姉 𐰽𐰺𐰠 *Šašal* が拔里國舅帳の国中丹伏 令々𐰽 *Bedelbeñ · Toqoser* 相公の夫人で、元妃の生母であることを述べており、この記述に據れば、*Toqoser* 相公は蕭寧の子で、奉先らの兄に当たる [圖1]。

補説：契丹語 *jē* について

1.

即實 [2012: 226, 329] は、『蕭彥弼夫妻墓誌銘』（壽昌元年(1095)撰）第9行および『蕭知微墓誌銘』第29行に現れる 𐰽𐰺 *čē* の語義を「甥」と推定しており、329頁では「𐰽𐰺 與蒙古語之甥同。」と述べている。ここで言う「蒙古語之甥」は *jē* (WMo. *jige*, MMo. *je'e*) 《姉妹の子；娘の子》を指していると考えられ、音對應も規則的であるので同源語と考えてよいが、即實 [2012] は十分な論證を行っていないので、以下でその語義を確認する。

ただし、用例はきわめて限られている。『蕭知微墓誌銘』第29行以外でこの語が單獨で使用された例は確認できない。他の親族名称と組み合わせて使用された例としては、𐰽𐰺 𐰽𐰺 *čē urū* と 𐰽𐰺 𐰽𐰺 *čē qārō* とが各1例確認されるのみである。單獨で用いられた場合、𐰽𐰺 *urū* は滿洲文語 *urun* と同義で「嫁（息子の妻）」を指すのに用いられ [愛新覺羅 2004: 99]、一方、𐰽𐰺 *qārō* は「婿（娘の夫）」を指す [即實 2012: 9]。

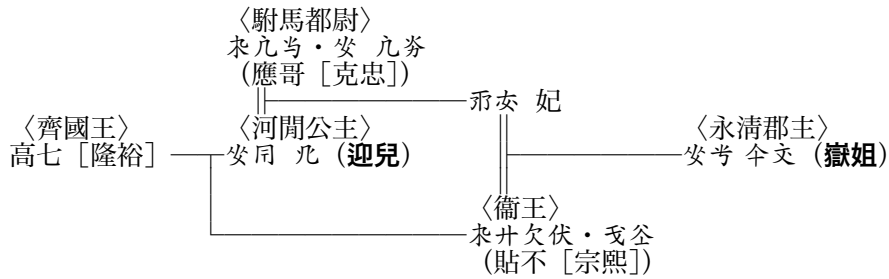
2.

まず、𐰽𐰺 𐰽𐰺 *čē urū* は『蕭彥弼夫妻墓誌銘』第9行に見え、聖宗の次弟耶律隆裕の娘で蕭克忠（應哥）の妻である迎兒公主と、耶律宗熙（貼不）の娘である嶽姐郡主との関係を表すのに用いられているが、兩者の関係は同墓誌銘の記述によって圖6のように示すことができる。そこには2通りの解釋がありうる。一つは、迎兒公主と宗熙とが姉弟であるので、迎兒にとつ

³⁰⁾ 「元妃蕭氏，得里底之姪。」【『遼史』蕭得里底傳】；「天祚元妃之兄也。」【『遼史』蕭奉先傳】；「元妃之兄樞密使蕭奉先」【『遼史』天祚紀三】；「元后兄蕭奉先」【『遼史』天祚文妃蕭氏傳】；「時蕭奉先之妹亦爲天祚元妃，生秦王。」【『遼史』耶律余覲傳】。奉先と元妃を兄妹とするのは誤りであることを出土石刻史料は示している。

³¹⁾ まず、同じく得里底傳に「元妃蕭氏，得里底之姪。」とあるのを重要な論據とすることができる。次に、『遼史』道宗紀五・大安九年(1093)十月條に「己未，燕國王延禧生子。肆赦。妃之族屬竝進級。」とあるが、この時に生まれたのは耶律雅里であろう。その傳に「耶律雅里者，天祚皇帝第二子也。」とあるが、「燕國王延禧生子」の記事は道宗紀に三見し、前文はそのうちの二番目の記事である。しかも雅里は『遼史』天祚紀三に據ると保大3年(1123)に卒しており、傳は卒年を30とする。そこから逆算すると生年は大安10年となるが、誤差1年は許容範囲であろう。ゆえに大安9年に生まれたのは耶律雅里と考えられ、雅里を生んだ妃は『遼史』皇子表に據れば元妃であるから、得里底傳の「大安中，燕王妃生子。」とある妃は元妃を指すにちがいない。なお、皇子表および公主表に據れば、天祚皇后は子女を生んでいない。

圖 6 迎兒公主と嶽姐郡主の血縁關係



(漢字『蕭彥弼妻耶律氏墓誌銘』、契丹小字『蕭彥弼夫妻墓誌銘』および兩『蕭叢墓誌銘』に基づき作成)

て嶽姐は兄弟の娘に当たる，という關係。もう一つは，迎兒の娘 朮安 *jaur* 妃が宗熙に嫁いで生まれたのが嶽姐であるので，迎兒にとって嶽姐は娘の娘に当たる，という關係である³²⁾。

ここでまず一つ了解されるのは，朮芬 安及が「甥の嫁」ではないということである。この表現が用いられたのは，駙馬蕭克忠、迎兒公主夫妻に男嗣がなかったため，公主が蕭彥弼（太山）を親族の中から取って朮芬 安及である嶽姐郡主と結婚させて家を継がせたという文脈であり，その時点まで嶽姐はまだ嫁いでいなかったのである。したがって，ここでの安及 *urū* を「嫁」と理解することはできない。朮芬 朮及 という並行的な表現も存在することを考えれば，朮芬 安及は朮芬たる女性を，朮芬 朮及は朮芬たる男性を表すのではないかと思われる（すなわち朮芬はモンゴル語と同様に性別について中立的な表現と考えられる）。

そして筆者は朮芬 安及のここでの意味を，以下2點の理由から，「兄弟の娘」ではなく「娘の娘」と推定する。第一に，モンゴル語の *jē* は「姉妹の子（甥）」を表し，「兄弟の子（姪）」は表さない。第二に，契丹語文獻では「兄弟の子（姪）」は必ず別の表現を用いる。例えば，『蕭圖古辭墓誌銘』（咸雍4年(1068)撰）第26行や『蕭孝思妻耶律氏墓誌銘』第25行では，ego（男性）の兄の息子を 𐰽𐰺𐰍 丹カ *äv-äi bäq* と表現する（直譯は「ego（男性）の年上同性きょうだいの子」）。また，『耶律高十墓誌銘』（大康2年(1076)以降撰）第6行や『耶律玦墓誌銘』（咸雍7年(1071)撰）第34行では，ego（男性）の弟の息子を 𐰽𐰺𐰍 丹カ *deu-n bäq* と表現する（直譯は「ego（男性）の年下同性きょうだいの子」）。さらに，『耶律敵烈墓誌銘』（大安8年(1092)撰）第31, 33行では，ego（女性）の兄弟の娘を 𐰽𐰺𐰍 丹カ *näu-ḡ bäq* と表現する（直譯は「ego（女性）の異性きょうだいの子」）。以上から看取されることは，契丹語には「兄弟の子（姪）」を1語で表すことのできる表現が存在せず，必ず ego と指示對象の親との關係を明示する形で表現するということである。もしも契丹語の *jē* が「兄弟の子」をも表すのであれば，上例全てが分析的表現を用いて表されていることを説明できない。

3.

一方，朮芬 朮及 *čē qārō* は『𐰽𐰺𐰍 丹内 令用久 *Ärlübōn・Ṭilug*^w 墓誌銘』（天慶4年(1114)撰）第1行に見える。ここでは墓主である拔里國舅帳の令用久 *Dilug*^w から見て，撰者である

³²⁾ 姉妹（主に姉）の娘を娶る／母の兄弟（主に弟）に嫁ぐという婚姻形態は契丹社會に常見される。

耶律氏の 忝 火 酒 公 及 *Šū-ī-nū* (如意奴) が 忝 火 及 であると述べているが、兩者の續柄は墓誌には記述されていない。しかし、兩者の姓氏が異なるということを手がかりに 忝 火 及 が指す續柄を知ることができる。

この表現の意味としてあり得そうなものは、(a)「姉妹の息子」；(b)「娘の息子」；(c)「兄弟の息子」；(d)「姉妹の娘の夫」であるが、一つ一つ検討しよう。

まず、(d)「姉妹の娘の夫」はあり得ない。ego が蕭姓 (拔里氏) であるので、その姉妹 (蕭姓) の夫 (耶律姓) との間の娘は耶律姓であり、その夫は蕭姓でなければならない。これは如意奴が耶律氏であることと矛盾する。

次に (c)「兄弟の息子」もあり得ない。ego (蕭姓) の兄弟 (蕭姓) の息子は蕭姓であるから、明らかに矛盾する。

(b)「娘の息子」は、ego (蕭姓) の娘 (蕭姓) の夫 (耶律姓) との間の息子 (耶律姓) であるから矛盾しない。また、(a)「姉妹の息子」も、ego (蕭姓) の姉妹 (蕭姓) の夫 (耶律姓) との間の息子 (耶律姓) であるから矛盾しない。ただ、(b) は本例の場合あり得ない。墓主 *Dilug^w* には 2 人の妻がいたが、第一夫人との間に子女はおらず、第二夫人との間には一女があるものの、出嫁前である。したがって娘の息子はこの場合指し得ない。墓主 *Dilug^w* には姉一人と妹一人がおり、ともに耶律氏に嫁いでいるので、墓誌撰者如意奴は墓主の姉妹の子と推測される。

4.

上記僅か 2 例から推察する限り、性別を捨象した 忝 火 *jē* の語義は、「娘の子」および「姉妹の子」と考えられ、モンゴル語 *jē* の語義と合致する。

また、忝 火 及 *jē urū* は「姉妹の娘；娘の娘」を、忝 火 及 *jē qārō* は「姉妹の息子；娘の息子」を意味し、それぞれモンゴル語の WMo. *jige ökin, jige küü* に對應する表現とみられる。

略号

〈言語〉

MMo. 中期モンゴル語 / LMC 後期中古漢語 / OMC 古官話漢語 / WMo. モンゴル文語

〈グロス〉

ABL 奪格 / ACC 對格 / CNJ 連結 / DAT 與位格 / F 女性 /
GEN 屬格 / M 男性 / NPST 非過去 / PASS 受動 / PL 複數 /
PN 人名 / PST 過去 / SG 單數

参考文献

愛新覺羅烏拉熙春 [2004] 「契丹語與女真語」『契丹語言文字研究』京都：東亞歴史文化研究會，pp. 79–101.

————— [2006] 『契丹文墓誌より見た遼史』京都：松香堂書店。

————— [2009] 「雙古里駙馬與烏隗帳」『愛新覺羅烏拉熙春女真契丹學研究』京都：松香堂書店，pp. 231–236.

- 愛新覺羅烏拉熙春、吉本道雅 [2012] 『新出契丹史料の研究』 京都：松香堂書店。
- 阜新縣文化局文物組 [1977] 「遼寧阜新縣遼許王墓清理簡報」 『文物資料叢刊』 1: 84-87.
- 蓋之庸〔編著〕 [2007] 『內蒙古遼代石刻文研究（增訂本）』 呼和浩特：內蒙古大學出版社。
- 國立奉天圖書館〔編〕 [1934] 『遼陵石刻集錄』 奉天：奉天省公署印刷局。
- 卽實 [1988] 「從 奚 丹カ 說起」 『內蒙古大學學報（哲學社會科學版）』 1988(4): 55-69.
- [1994] 「一個契丹原字的辨讀」 『民族語文』 1994(5): 70-71.
- [1996] 『謎林問徑——契丹小字解讀新程』 瀋陽：遼寧民族出版社。
- [2012] 『謎田耕耘：契丹小字解讀續』 瀋陽：遼寧民族出版社。
- 厲鼎燿 [1933] 「熱河契丹國書碑考」 『國學季刊』 3(4): 563-572.
- 劉鳳翥〔編著〕 [2014] 『契丹文字研究類編』 北京：中華書局。
- 劉鳳翥、清格勒 [2003] 「契丹小字《宋魏國妃墓誌銘》和《耶律弘用墓誌銘》考釋」 『文史』 2003(4): 194-208.
- [2006] 「契丹小字《蕭特每·闊哥駙馬第二夫人韓氏墓誌銘》考釋」 張希清〔主編〕 『10~13世紀中國文化的碰撞與融合』 上海：上海人民出版社， pp. 479-489.
- 劉鳳翥、于寶麟 [1977] 「契丹小字《許王墓誌》考釋」 『文物資料叢刊』 1: 88-104.
- 劉鳳翥ほか [1995] 「契丹小字解讀五探」 『漢學研究』 13(2): 313-347.
- [2006] 「契丹小字《耶律慈特·兀里本墓誌銘》考釋」 『燕京學報』 新 20: 255-277.
- 長田夏樹 [1984] 「契丹語解讀方法論序說」 『內陸アジア言語の研究』 1: 1-49.
- 大竹昌巳 [2014] 「關於契丹語的兄弟姊妹稱謂系統」 『KOTONOHA』 142: 1-16.
- [2015] 「契丹語の奉仕表現」 『KOTONOHA』 149: 1-15.
- 契丹文字研究小組（清格爾泰、劉鳳翥、陳乃雄、于寶麟、邢復禮） [1985] 『契丹小字研究』 北京：中國社會科學出版社。
- 史風春 [2010] 「遼朝天祚帝后妃世系考」 中央民族大學博士論文。
- 王靜如 [1933] 「遼道宗及宣懿皇后契丹國字哀册初釋」 『中央研究院歷史語言研究所集刊』 3(4): 467-478.
- 向南 [1995] 『遼代石刻文編』 石家莊：河北教育出版社。

※本稿は JSPS 科研費（特別研究員奨励費 26・3830）の助成を受けた研究成果の一部である。